

平成22年3月5日

家永 尚志 様

千葉市長 熊谷 俊 人



平成22年2月6日付けで家永様からいただきましたお手紙を早速拝見いたしました。

各要望事項について、下記のとおり回答いたします。

- ①放置禁止区域の指定・変更については、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第9条第3項により、その旨を告示しております。告示の「指定・変更する日」をもって、条例上効力を生ずるものであり、標識の設置の有無は効力に影響を与えないものです。
- ②条例上は放置禁止区域を指定・変更したときは、その旨を告示することになっており、本件では告示日を指定・変更する日としております。
- ③市民の皆様への周知は告示及び市ホームページの図面の更新で対応していますが、今後、市政だより等での周知も検討してまいります。
- ④「千葉市自転車等駐車対策協議会」委員の選任については、条例の選任区分に基づいて選任しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。貴重なご意見をありがとうございました。

今後も、千葉市政にご理解とご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

建設局土木部自転車対策課

TEL 043-245-5149